

2. 甘楽町の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 雄川堰とそれにまつわる歴史的風致

小幡のまちうちを北流する雄川堰は、一級河川雄川より取水しており、開削の時代は不詳であるが、昭和54年(1979)刊行の『甘楽町史』によると、藩政時代以前に存在していた。

雄川堰は、大堰とも呼ばれており、大堰より三箇所取水口を設けて、武家屋敷地区内を網目状に張り巡らされている水路が小堰と呼ばれている。この小堰に取水口を設け、藩邸内は「せき水通り」と呼ばれた堰により、雄川堰の水が国指定名勝楽山園に注ぎ込まれている。



■小堰一番口より



■名勝楽山園

元和元年(1615)に二条城で「禁中並公家諸法度」が布達された折に、織田信長の二男信雄に大和国宇陀郡3万石・上州小幡2万石が与えられ、翌元和2年(1616)に信雄の子信良(2代藩主)が福島御殿に入り、織田氏による小幡藩政が開始された。

城下である小幡は、織田氏によって造られたものであり、小幡藩主織田氏の事績をまとめた『織田様御代々覚書』〔寛政10年(1798)〕によれば、3代藩主信昌は、



■織田様御代々覚書

寛永6年(1629)に、雄川からの豊かな用水の確保が容易であったことから、小幡への陣屋移転を計画し小幡の地割・御用水割・水道見定めや墓所の見地等を行い、寛永19年(1642)に小幡陣屋に移転した。

雄川を見下ろす小高い丘にある崇福寺には、小幡藩主織田家の初代信雄から7代信富に至る歴代藩主と妻子らの墓地がある。もともと織田家の菩提寺は国峯城主小幡氏の菩提寺でもある宝積寺であったが、宝積寺住職交代儀式の席次に不満を持った織田家と寺との確執により、4代信久の代に改葬し崇福寺を菩提寺とした。また、石高においては、3代藩主信昌の代には、祖父信雄の遺命により松山3万石を後見役であった叔父の織田高長に譲り、小幡2万石のみとなっている。



織田氏の墓石はいずれも五輪塔で、大名家の墓所らしい風格と佇まいを見せ、小幡城下を眺望できる景観 ■織田宗家七代の墓
は、地域住民のみならず来訪者にも往時の様子を回顧させる心が安らぐ空間である。

墓所及びその周辺は、以前から参拝や散歩などの往来も多く、憩いの場としての役割も果たしており、地域住民によって除草などの景観維持のための管理が行われている。

近年では、名勝楽山園や雄川堰などとともに、小幡織田藩の成り立ちを探索することを目的として織田氏七代の墓、吹上の石樋へと回遊する来訪者が増えている。

小幡の西側を北流している雄川は、小幡台地より約20m低く両側面は断崖であった。このため雄川堰は、大手門跡より約2.3km上流に取水口を設けるなど小幡城下形成に大きな影響を与えている。小幡陣屋移転の際に改修された姿の雄川堰が今も往時の姿を偲ばせる。

小幡城下は、名勝楽山園、大奥、喰い違い郭、織田氏七代の墓のある崇福寺などの武家屋敷地区、藩政時代の歴史的な建造物や明治中期に建築された養蚕農家建造物群が遺在する町屋地区で構成され、この両地区を雄川堰は還流している。

なお、織田氏が松平氏に引き渡した絵図で、武家屋敷地区と藩邸部が描かれている『上州甘楽郡小幡御陣屋御引渡絵図写』〔明和4年(1767)〕を見ると、道路、喰い違い郭、大堰や小堰、織田氏七代の墓のある崇福寺など現在とほぼ同じ状態であることが分かる。



■上州甘楽郡小幡御陳屋御引渡絵図写



■雄川堰（小堰）が還流する武家屋敷

町屋地区の町並みの最大の特徴は、この雄川堰を中心としたまちづくりにあり、雄川堰の左右に街道を設け、街道の外側に街道と直交して南向きの家屋が建っている。



■有賀茶店



■下町組合事務所

これらの家屋群は養蚕農家であり、藩政時代の家屋構造を踏襲し歴史的価値の高い建造物である。家屋は養蚕農家にふさわしく屋根に天窓を設けた家屋が多く見られる。有賀茶店については、明治中期以降に建設された建造物で商家であるが養蚕も行われ、町屋地区の象徴的な建造物である。また、下町組合事務所も明治中期以降の建造物であり、かつては隣接する富岡市額部地区にあったものを、昭和初期の木材が貴重であった時代に小幡下町組合が譲り受け移築したもので、雄川堰と桜並木街道最北端の町屋地区玄関口に位置し、漆喰、蔵造りの建造物として小幡のまち並みに溶け込み、良好な景観を生み出している。

この組合事務所は、地域共同の養蚕道具の収納庫などとしても利用されてきたが、現在は町屋地区を舞台に行われる小幡八幡宮例大祭の山車収納庫のほか、お囃子、笛（横

笛)、神楽獅子舞の稽古場所として利用されており、春と秋には心地よい音色が集落に響き渡っている。

『甘楽町史』〔昭和54年(1979)〕によると、雄川堰は藩政時代から飲料水・生活用水・灌漑用水・防火水利等に利用されていたため、小幡藩では「御用水奉行」を設け厳しく管理していた。

さらに、『宇田村名主覚書 名主平兵衛』〔文化4年(1807)〕では、明和4年(1767)松平氏が小幡に移るとき、すでに代官の次に御用水掛の役職が設けられていたと記述されている。なお、灌漑用水としては、寛政5年(1793)に222町歩(222ha)の水田を潤していた記録が見られる。

寛政5年(1793)灌漑水田反別 (甘楽町史より)

村名	水田反別	村名	水田反別
	町・反・畝・歩		町・反・畝・歩
小幡村	1・9・5・3	上長根村	46・2・8・7
上福島村	22・6・1・11	中長根村	32・1・0・3
下福島村	24・1・5・25	下長根村	13・7・5・29
下白倉村	29・1・6・0	造石村	17・0・0・23
金井村	24・1・2・25	庭谷村	10・8・4・23

計 222町1反8歩

雄川堰は、灌漑用水として現在も110haの水田を潤しており、その他生活用水・防火水利等として、地域住民にとって欠かせないものである。そのため、現在に至るまで住民により大切に管理され、良好な水路環境が保たれている。



■水田を潤す雄川堰

笛)、神楽獅子舞の稽古場所として利用されており、春と秋には心地よい音色が集落に響き渡っている。

『甘楽町史』〔昭和54年(1979)〕によると、雄川堰は藩政時代から飲料水・生活用水・灌漑用水・防火水利等に利用されていたため、小幡藩では「御用水奉行」を設け厳しく管理していた。

さらに、『宇田村名主覚書 名主平兵衛』〔文化4年(1807)〕では、明和4年(1767)松平氏が小幡に移るとき、すでに代官の次に御用水掛の役職が設けられていたと記述されている。なお、灌漑用水としては、寛政5年(1793)に222町歩(222ha)の水田を潤していた記録が見られる。

寛政5年(1793)灌漑水田反別 (甘楽町史より)

村名	水田反別	村名	水田反別
	町・反・畝・歩		町・反・畝・歩
小幡村	1・9・5・3	上長根村	46・2・8・7
上福島村	22・6・1・11	中長根村	32・1・0・3
下福島村	24・1・5・25	下長根村	13・7・5・29
下白倉村	29・1・6・0	造石村	17・0・0・23
金井村	24・1・2・25	庭谷村	10・8・4・23

計 222町1反8歩

雄川堰は、灌漑用水として現在も110haの水田を潤しており、その他生活用水・防火水利等として、地域住民にとって欠かせないものである。そのため、現在に至るまで住民により大切に管理され、良好な水路環境が保たれている。



■水田を潤す雄川堰

三箇所の取水口は、上流より一番口、二番口、三番口と呼ばれる。この取水口には先人の工夫が見られ、一番口は一升枧、二番口は五合枧、三番口は三合枧の大きさに作られている。

この一番口小堰は途中で2流路に分かれ、1流路は上級藩士であった旧小幡藩武家屋敷松浦氏屋敷（県指定史跡）や高橋氏屋敷の園池に注がれ、もう1流路は、国指定名勝の楽山園の園池に注がれている。

先の『上州甘楽郡小幡御陳屋御引渡絵図写』を見ると、一番口小堰は陣屋藩邸の東側を藩邸地割りに沿うように流れている。



■小堰が流れる松浦氏屋敷



■小堰が流れる高橋氏屋敷

町屋地区の養蚕農家は、明治中頃から昭和40年代まで堰に41箇所ある洗い場で養蚕道具などを洗っていた。蚕を飼育する竹製の「蚕かご」(1.5×0.9m)が主で、小規模養蚕農家でも約100枚、大規模養蚕農家は数百枚程洗わなくてはならず、さらに最盛期には年5～6回（春蚕5月初旬～下旬、夏蚕6月中旬～7月初旬、初秋蚕7月下旬～8月中旬、晩秋蚕8月下旬～9月中旬、晩晩秋蚕9月下旬～10月初旬、初冬蚕10月中旬～11月初旬）行われ、養蚕と洗浄は大変な重労働であった。

しかし雄川堰のお陰で、「蚕かご」の運搬時間は短時間で済んだ。そして養蚕が衰退するまで、90年以上にわたり利用され、現在は日常的な農作物の食材洗い場として利用されている。

農作物以外では、畑作等で使用した鍬やスコップなどの道具類、堰の水を汲んで鎌や鉞等を研いだり、季節によっては中に里芋を入れて水力で皮を剥く芋車と呼ぶ道具を設置したりして日常的に利用されている。

また、こうした養蚕農家では、繭からとった糸で機織りも行われていた。主に農閑期

の婦人の副業としての営みであったが、織られた白絹は、時には雄川堰の水を利用して染められた反物として、商品となり収入を得るほか、自家用の着物や布団、その他の衣料品の材料として利用されていた。

繭から糸を取り、機を織る仕事の糸道は「一機二針」と言って、嫁入り前の娘が覚えておかなければならない大切な仕事であった。



■なりわいに溶け込む雄川堰

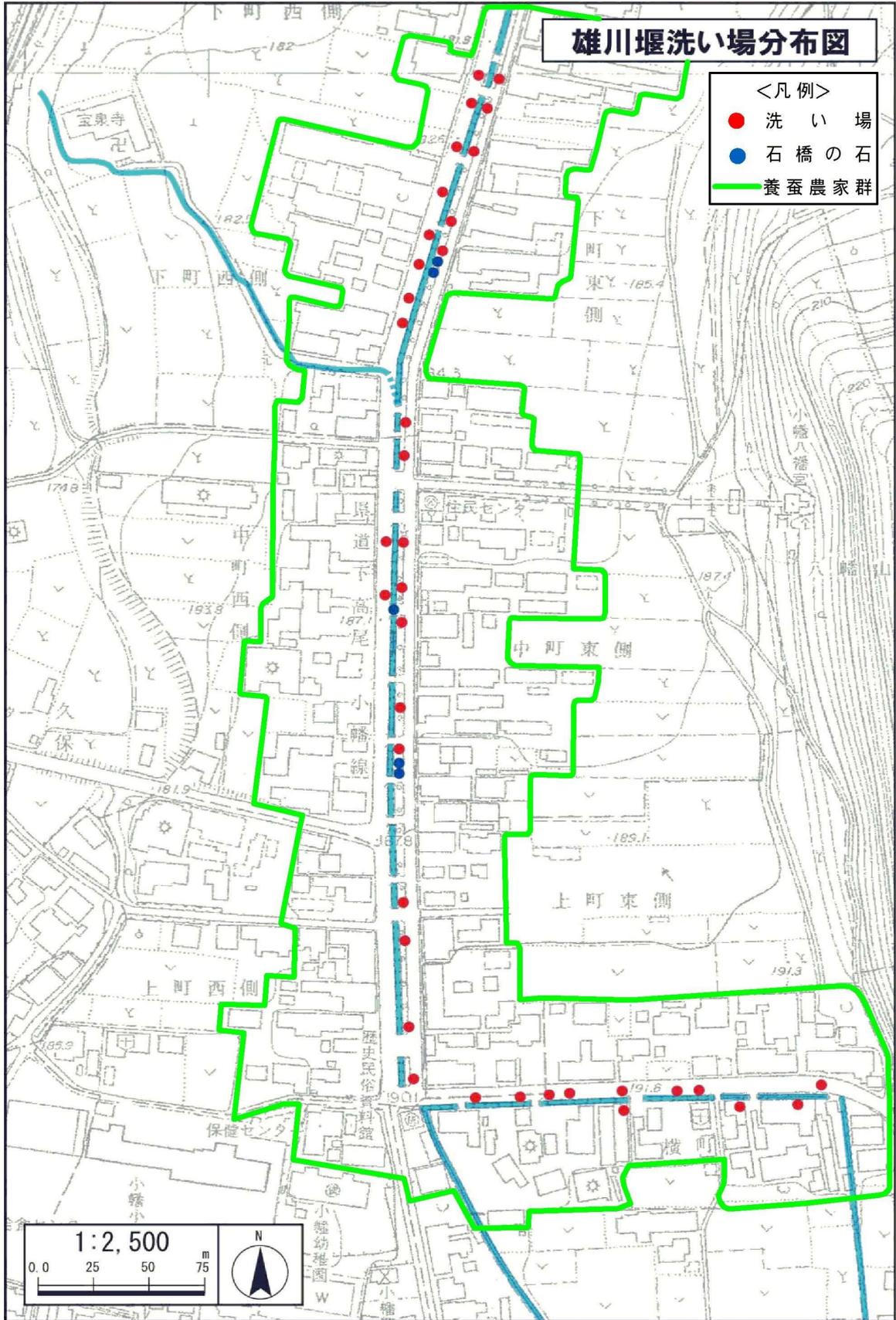


■住民により大切に管理される雄川堰



■雄川堰の洗い場

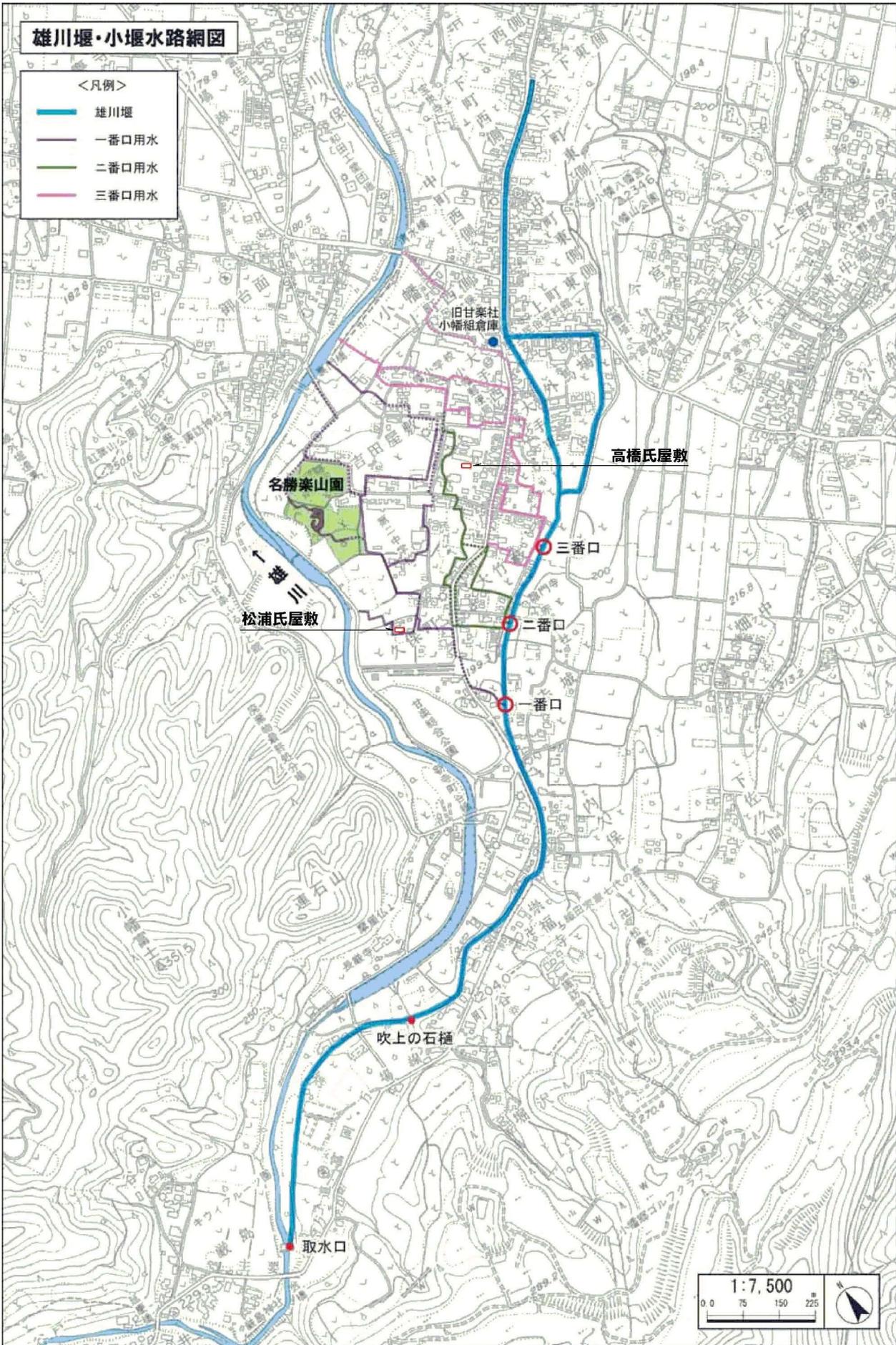
この城下の「武家屋敷」、町屋の「養蚕農家群」の真ん中を流れる雄川堰は、小幡城下の町並みと一体をなし歴史的な空間を作り、歴史的な建物の趣と雄川堰の水の流れが融合して心が安らぐ空間が形成されている。



雄川堰・小堰水路網図

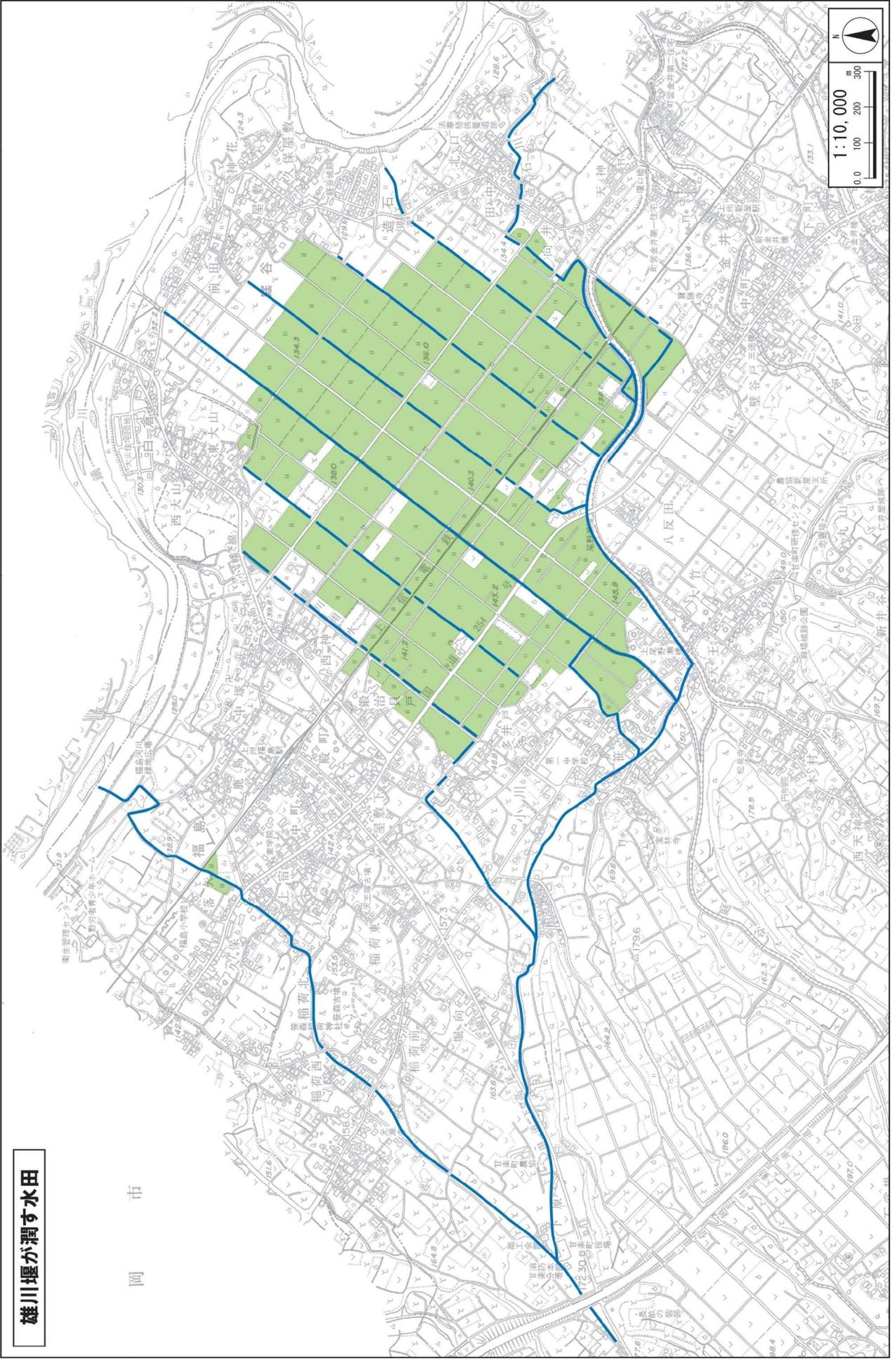
<凡例>

- 雄川堰
- 一番口用水
- 二番口用水
- 三番口用水



雄川堰が潤す水田

岡 市



(2) 小幡八幡宮例大祭に見る歴史的風致

町内における歴史と伝統を反映した活動として、藩政時代より続く「小幡八幡宮例大祭」がある。昭和54年（1979）刊行の『甘楽町史』によると、その起源は正保年間に遡り、同2年（1645）、織田家3代藩主信昌が小幡藩の守護神として「小幡八幡宮」を勧進した折に、藩士によって始められたものであるといわれており、小幡八幡宮の社殿（町指定重要文化財）は、幕末期の建物である。



■養蚕農家群



■小幡八幡宮

「小幡八幡宮例大祭」は小幡城下のなかでも養蚕農家群が遺存する「町屋地区」を中心に開催される。明治の中期までは、年1回の春蚕だけであった養蚕業が、蚕種の貯蔵方法の確立などにより夏秋蚕の普及により盛んになると、町屋地区の養蚕農家である氏子は「小幡八幡宮」を養蚕の神としての信仰も加わり、祭りとともに現在に至っている。

祭りは5年に一度、養蚕の終わった秋も深まりつつある10月半ばに開催される。これは昭和34年（1959）2月、氏子総代や各町内の若衆頭の人たちによって5年に一度と決められた。

例大祭当日には、住民が総出で早朝から注連縄を張り巡らす等の祭礼準備にいそしみ、日頃静かな小幡のまちは5年に一度の賑々しいハレ舞台となる。

祭礼の華となる神事は、下町・中町・上町・横町・新堀町の各町で所有する5つの屋台（町指定重要有形民俗文化財）の「城下巡行」と、大下町による「神楽獅子舞」（町指定重要無形民俗文化財）である。5つの屋台が一斉に八幡宮の境内に集まると、「神楽町」とも呼ばれる大下町による「神楽獅子舞」が「神楽唄」とともに奉納される。



■上町の屋台



■中町の屋台



■町屋地区を巡行する山車



その後、屋台行列は八幡宮を起点として町なかを賑やかに練り歩く。この「城下巡行」のルートは、中町にある小幡八幡宮を出発して小幡の主要通りであり歴史的な建造物である養蚕農家群と雄川堰に挟まれた下町筋を北上し、下町・大下町を経て新堀町に至り、ここで折り返して同じ道を南下し、小幡八幡宮を通り過ぎて中町・上町横町に至り、「旧甘楽社小幡組倉庫」広場で再び、大下町による「神楽獅子舞」が「神楽唄」とともに奉納される。これは、江戸期にはなかったことであるが、屋台の休憩が必要であることや「養蚕」の倍盛を願って始まったものである。

そして、横町で折り返して再び北上し小幡八幡宮に戻り、幟旗の立つ小幡八幡宮入口で「神楽獅子舞」が「神楽唄」とともに奉納される。巡行のお囃子は、藩政期における旋律とリズムを引き継いでおり、その原形は庶民に身近な存在である獅子舞の音楽が転用されて変化を重ねて、現在のお囃子に至った。この巡行によって、下町筋は早朝から日暮れまで祭り一色となる。



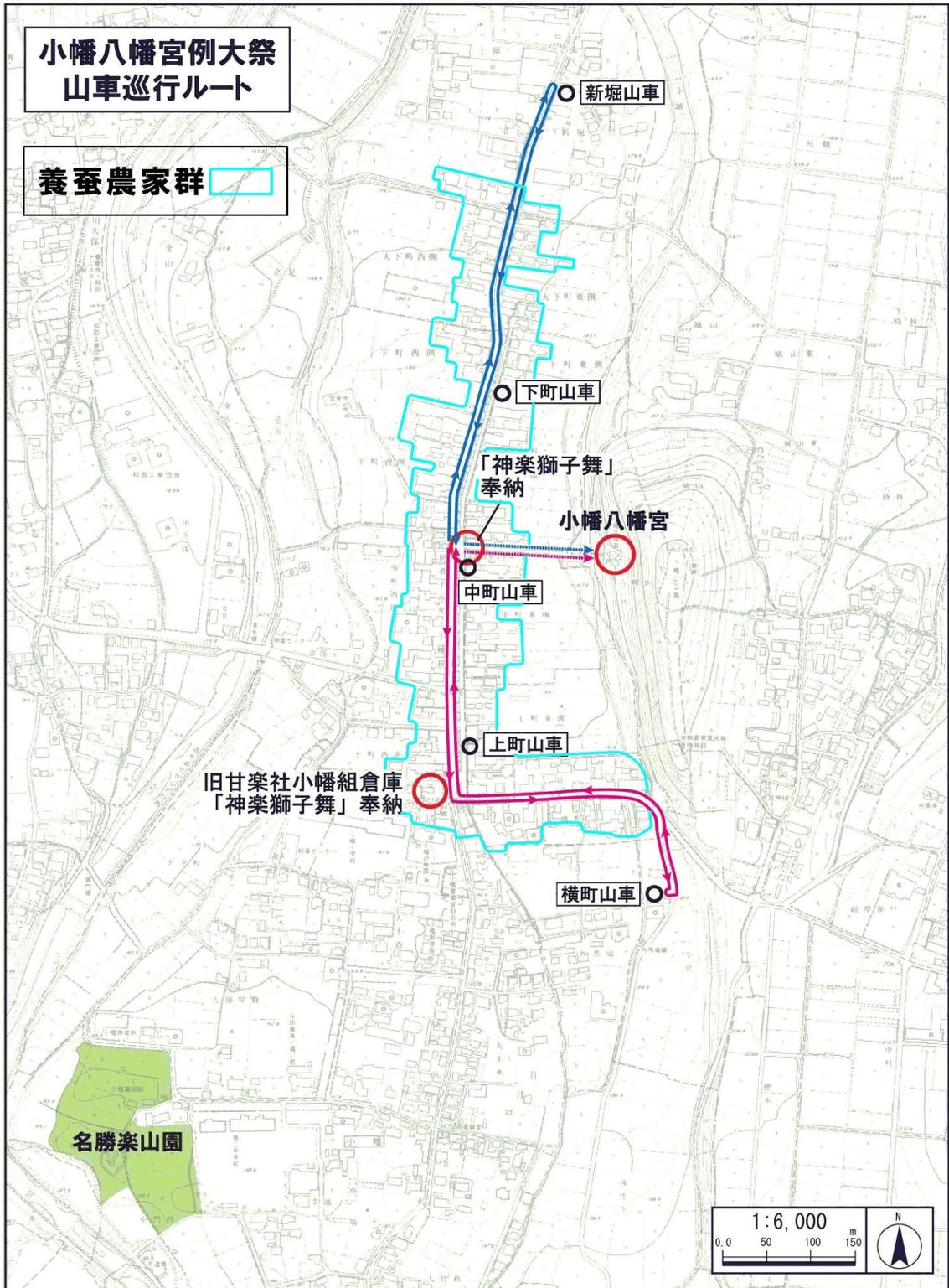
■若衆によるお囃子の稽古



■神楽獅子舞と屋台の競演

祭りの神事の一切は、神社と祭礼に奉仕する各町内の「若衆組」によって執り行われている。「若衆組」は、祭りを維持するために藩政時代から継承されている伝統的な組織であり、小幡を舞台に今なお活動を続けている。そして、5年に一度の祭礼を維持するために、各町内では、この「若衆組」が中心となり、毎年欠かさず春も浅い3月頃から町会の集会所などでお囃子、笛（横笛）、神楽獅子舞の稽古が始まり、昔から変わらぬ笛の音色が、養蚕農家群の集落に響き渡る。

祭事には、巡行する屋台から、藩政時代から受け継がれてきたそれぞれの所作や動きに加え、養蚕倍盛を願って始まった太鼓や屋台ばやし、神楽獅子舞の神楽唄が、養蚕農家が軒を連ねる小幡城下に広がる。



(3) こんにゃくの生産に関わる歴史的風致

小幡の伝統的な生産活動として、「こんにゃく芋の生産」があげられる。小幡城下では、「武家屋敷地区」、「町屋地区」の町並みを取り巻くように緑豊かな耕作地が広がり、肥沃で水はけが良い土壌を活かして、こんにゃく芋の栽培が盛んに行なわれてきた。

こんにゃく芋は、サトイモ科の多年生植物で、原産地はインドシナ半島である。現在、東南アジアには、約130種類のこんにゃく芋が自生しているが、その多くは、日本のこんにゃく芋と品種が異なり、こんにゃくマンナンという植物繊維の含まれないこんにゃく芋で、加工しても固まらずこんにゃくづくりに適さないことから、食用として栽培されているのは、日本と中国だけである。

中国では、紀元300年頃に栽培され、食用に供されていた。日本への伝来は、仏教と一緒に伝わったといわれている。室町時代までは、食物繊維の多さから薬として用いられていた。

この地方でのこんにゃく栽培は、昭和54年(1979)刊行の『甘楽町史』によると、永正二年(1505)甘楽郡大日向村(現南牧村)の茂木平兵衛が西国巡礼の際に紀州(和歌山県)より種玉を持ち帰り、栽培を始めたのが最初であるとされ、以来この地域に伝承され栽培されてきたとある。



■一面に広がるこんにゃく芋畑



■水はけ改善のために積まれた「石垣畑」

こんにゃく芋を経済作物として農業に取り入れ、普及奨励されるようになったのは、江戸時代であり、松尾芭蕉も「蒟蒻のさしみもすこし梅の花」と詠んだ句もあるように広く庶民の食べ物となった。

『甘楽町史』〔昭和54年（1979）〕によれば、藩政期には、「じねんじょう（自然生：在来種）」という栽培方式がとられており、現在のように全てを掘り起こして植えつけるのではなく、成長したこんにゃく芋だけを掘り起こしていた。

幕末期には、補植、新規植え付けも始まり種子用として「穴がこい」¹が始まった。需要もこんにゃく料理を集めた『蒟蒻百珍』などが弘化3年（1846）に出版され高まっていった。

明治初期には、荒粉・精粉の加工法が発達し遠方輸送が容易になったことなどから、当地方のこんにゃくが全国的に流通するようになった。

工芸農作物として最初に生産が高まっていったのは、石垣畑の多いちいじがき集落（旧秋畑村）であった。これは、こんにゃくの水はけの良い土壌を好む特性が石垣畑に適したことにより水田に恵まれないちいじがき集落において急速に生産が拡大していった。

その後、町内有数の畑作地帯であった小幡地区において生産されるようになると、水はけの効率をあげるために石垣畑を大正時代初期に築いて生産性を高める工夫が行われた。

こうした中で、甘楽町では、こんにゃく生産が町の経済を支える一大産業となっている。とりわけ小幡は、こんにゃく芋の品種改良などが更に進み「石垣畑」などの工夫が実を結びその栽培の最適地として、昭和時代初期にかけてしだいに生産量を伸ばしていった。

この背景には、元々水はけの良い土壌を活かしてきたこと、「穴がこい」から「火棚囲い」²の保存技術が開発されたこと、また『こんにゃく三駄（さんだ）と米二駄（に

¹ 冬の間南向きの畑の隅に穴を掘って貯蔵する方法である。

² 二階の蚕室に囲炉裏の火煙を導き、その室内に二列の蚕架（火棚）をつくって、それを種芋の貯蔵棚として兼用するものである。

だ)』といわれ、米と3対2で交換できることから一層意欲的にこんにやく生産がすすめられたこと等があげられる。

「火棚囲い」は雪水や酸素不足等により種玉を失う「穴がこい」と比較して格段に進歩した方法であった。

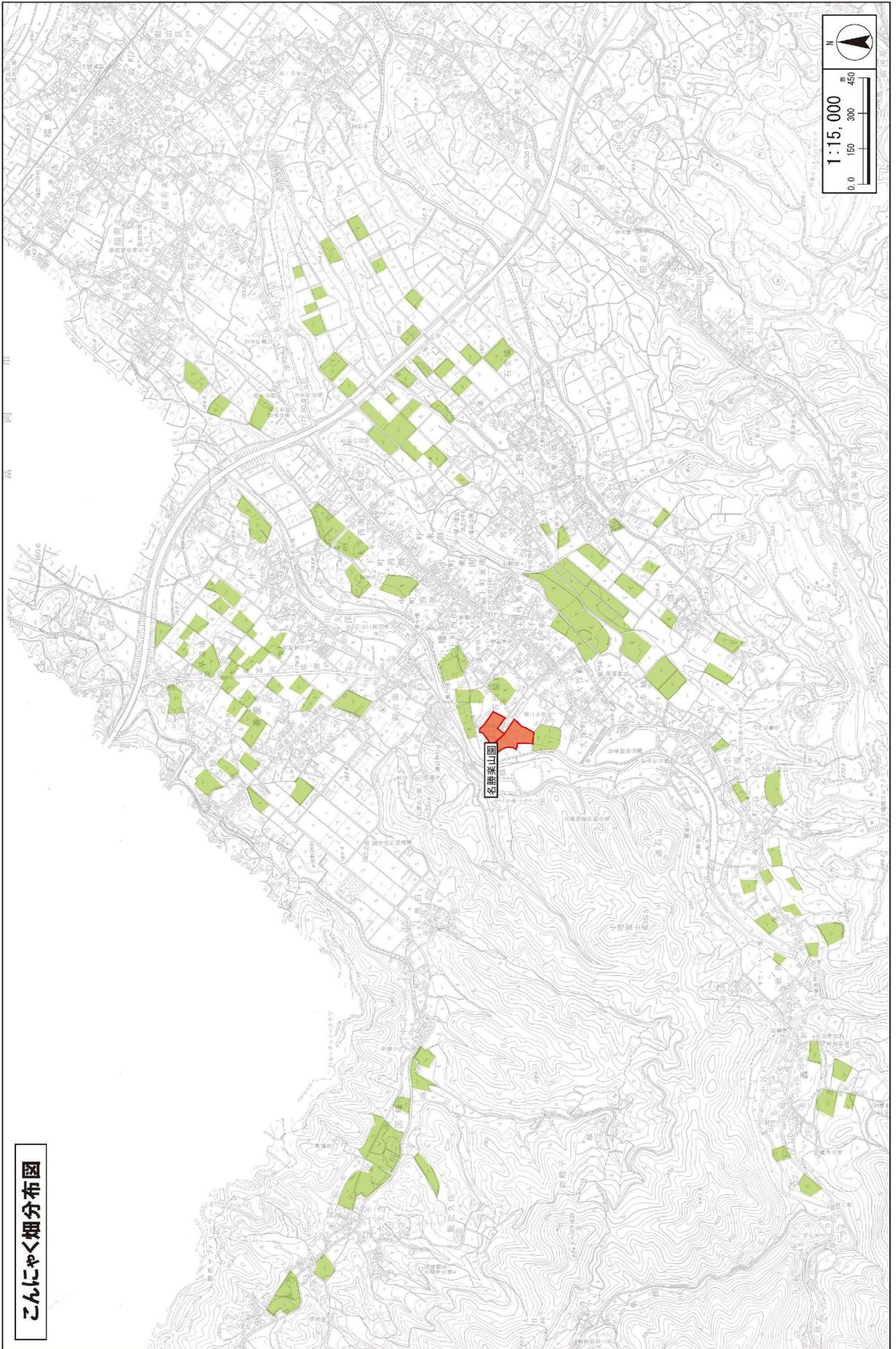
さらに、品種改良を重ねて、こんにやくの栽培地が小幡城下からその周辺の上野、善慶寺にも拡大したことにより生産量は急増し、一大産地を形成するに至った。現在では群馬県のこんにやく生産量は国内産の9割を占めている。



■こんにやく芋の収穫風景

水はけ改善のために積まれた「石垣畑」と背景の山並みが織りなす景観は、地域の気候風土を活かした生産活動の履歴を示すものであり“こんにやく芋畑”のまばゆいばかりの緑と農作業風景は、初夏から初冬の風物詩となっている。

こんぴやく畑分布図



(4) ちいじがき集落における歴史的風致

甘楽町の最南部に位置するちいじがき（小さな石で作った石垣の意味）集落は、町の中央を流れる一級河川雄川の水源地であり、信仰の対象である稲倉山（いなふくみやま）を背負う山間地域である。



■ちいじがきの集落

ちいじがき集落は古くから林業に支えられてきたが、明治初頭からの養蚕の普及や同中期頃からのこんにゃく栽培により、地区の主産業は林業から農業へと転換していった。

しかし、当地の土壌は砂質分が多く水はけが良い一方で、急傾斜の地形のために耕作地の確保や土壌流出に対する管理には大変な苦勞が伴い、こうしたなかで、人々はわざわざでも耕作地を増やそうと、『耕して天までいたる』がごとく、急坂でも切り拓き、石垣を幾段にも築いて段々畑を造成してきた。

この畑を支える石垣が「ちいじがき」である。



■ちいじがきの畑

『群馬歴史散歩』特集〔甘楽町平成14年（2002）〕によると「ちいじがき」は、鎌倉時代後半に始まったとされる。

当初は、寺院や神社の境内の石垣、段々畑の最下部には「重箱積み」と呼ばれる古

い形式の石垣が積まれていた。

この石材は、雄川のいたるところに露出していた「三波川結晶片岩」と呼ばれる「板石」であり、鎌倉時代中期頃により建立され始めた「板碑」（供養塔）と同じ石材である。

しかしながら、初期には豊富にあった「板石」もしだいに無くなってくると、転石を混ぜて利用した。その後、段々畑の上部は工夫を重ねた「綾積み」へと移行し「ちいじがき」となっている。



■ちいじがきによる段々畑

急傾斜の耕作地は、大雨が降れば畑の土も蒔いた種も流されてしまうような状況のうえ、肥料の運搬なども苦しい仕事となる。また、この集落では、歩いただけで土が落ちてしまうような急傾斜の耕作地を活かしていくため、「サカサッポリ（逆さ掘り）」と呼ばれる特有の耕作方法が発達してきた。



■急傾斜地の畑

これは、下方から上方に向かって掘りながら、土を掻き上げるようにして畑を耕すものである。特に水害による石垣の修復作業は、ちいじがき集落の人々の生活に重くのしかかり、段々畑の積み上げと修復は、農閑期の仕事となった。この石垣との闘いは

「那須のちいじがき積み」といわれるほどの専門技術を生み継承されている。

ちいじがき集落の南西端には標高1,370mの稲舎山がそびえ、その麓には地区の全世帯が氏子となっている鎮守「稲舎神社」がある。ここでは、古くからの農耕神事や祭礼が継承されている。

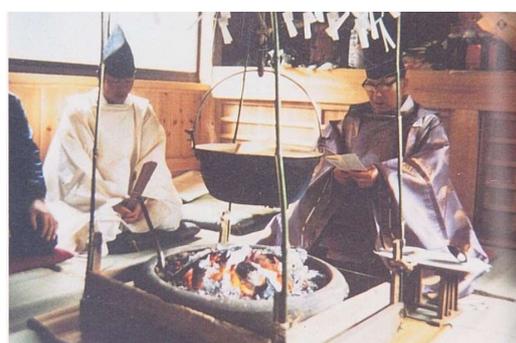
稲舎大明神御縁起[永正2年(1505)]によると、当社は、第27代安閑天皇の御代(西暦530年頃)の創建で、社殿は明治期に寄進されたものである。甘楽野を一望のもとに望見する勇壮な稲舎山とともに、人々を庇護してくれるものとして崇敬されており、祭神は豊受姫之命である。

命は印度国から日本へ渡り、この稲舎の地で養蚕や稲作を広めたとされ、印度から稲の種子を運ぶのに大変苦労し、種子をどこに隠しても見つかってしまうので口に含んで持って来たことが“稲舎”の由来である。養蚕と五穀の守神として、今も多くの人が稲舎山と稲舎神社を参詣している。

稲舎神社では、新年1月7日に「御筒粥の神事」(町重要無形民俗文化財)が行われる。起源については、明らかな記録はないが、昭和54年(1979)刊行の『甘楽町史』によると江戸期初期にはすでに行われていた。33本の竹の筒をお粥の中に入れ、粥が煮上がるまで神官が祝詞を上げ、筒に粥が満ちるか満ちないかによって一年間の農作物の吉凶・照り・降り等を占う農耕神事である。その結果は、印刷されて全氏子の家に配られる。



■太々神楽



■御筒粥神事

翌1月8日は「初八日」といわれ、一年の年の開く日として「太々神楽」を舞って祝い、山の神を祀る。稲含太々神楽（町指定重要無形民俗文化財）の起源は、安政二年（1855）に近隣との土地争いに勝訴した際に奉納されたものと昭和54年（1979）刊行の『甘楽町史』にも、記述されている。現在も毎年5月3日の山開きの日には神社神楽殿で、翌4日には那須集落内で演舞奉納されている。

ちいじがき集落の暮らしに溶け込み、人々の心の拠り所となっているのが、鎮守「稲含神社」の祭礼に五穀豊穡を祈念して奉納される「那須の獅子舞」である。

我が国の獅子舞は、古く欽明天皇の頃に端を発し、奈良時代の第43代元明天皇の御代には日本各地から20人の振付師が都に集まって獅子舞を振り付け、それぞれの地区に持ち帰り祭礼に奉納すべく伝授した。

その中の一人「田村市郎左衛門教重」が和銅元年（708）に当地に伝えたのが「那須の獅子舞」の始まりであるといわれており稲含大明神御縁起[永正2年（1505）]にも、その記述がされている。

以来、この「那須の獅子舞」は、五穀豊穡・天下泰平・国家安全・家運隆昌・無病息災・雨乞いを祈念し、悪魔・伝染病を追い払う守り神として、その徳を称えられながら継承されてきた。

獅子舞の流派は、県下18流派の諸流の祖をなすといわれる「稻荷流下り葉流」であり、伝承者田村市郎左衛門教重の子孫である田村姓の三家（「獅子御三家」）が世襲により獅子の伝承・保存の役割を担っている。舞の形は、18庭（演技数）ありこのうち9庭は、子どもに関する舞となっている。

ちいじがき集落の子ども達は、満10歳から舞を習い始めるしきたりがあり、地区の一大行事である毎年10月第一日曜日の「秋祭り」で初舞台を踏むために、古式ゆかしい獅子舞が子ども達に手ほどきされている。

この稽古は、代理者（獅子舞の当番）、保存会や子どもたちが参加して年間約150日行われており、獅子舞とともに稽古される笛の音色も田村宗家から広く集落に響き渡る。



■「ちいじがき」集落を巡行する獅子舞の一行「おねり」

「秋祭り」で集落をあげて奉納される「獅子舞」の一行は、「おねり」と呼ばれている。「おねり」は、“稲含神社に舞を奉納する組”と“集落内を巡行する組”とに分かれて出発する。“巡行組”は、集落と個人とで代々信仰されている与一八幡³・若宮八幡⁴・河振の天狗様⁵・稲含神社里宮⁶・天王様⁷・山の神⁸・金毘羅神社⁹・諏訪神社¹⁰の8つの鎮守様を巡って舞を奉納した後、最後の諏訪神社で、“稲含神社に奉納した組”の「おねり」と合流して、集落へと戻っていく。

「おねり」の行列は、耕地や屋敷を支える「ちいじがき」集落の中を練り歩き、住民の生活と一体となって脈々と伝承されている。

³ 那須与一は下野国住人那須太郎資高の十一番目の子で、十指に余り一番目なので与一といった。兄の十郎為隆が甘楽郡野上（現富岡市野上）を領していたので兄を頼って野上へ来てちいじがき集落に住んだ。弓の名手である与一が信仰した八幡であり集落の人は与一八幡として信仰している。

⁴ 「八幡宮の新宮」であり応神天皇が祀られている、武家の守護神である。

⁵ 河振集落に住むとされる山神である天狗を祀っている。

⁶ 養蚕と五穀の守神である稲含神社の集落内にある里宮。

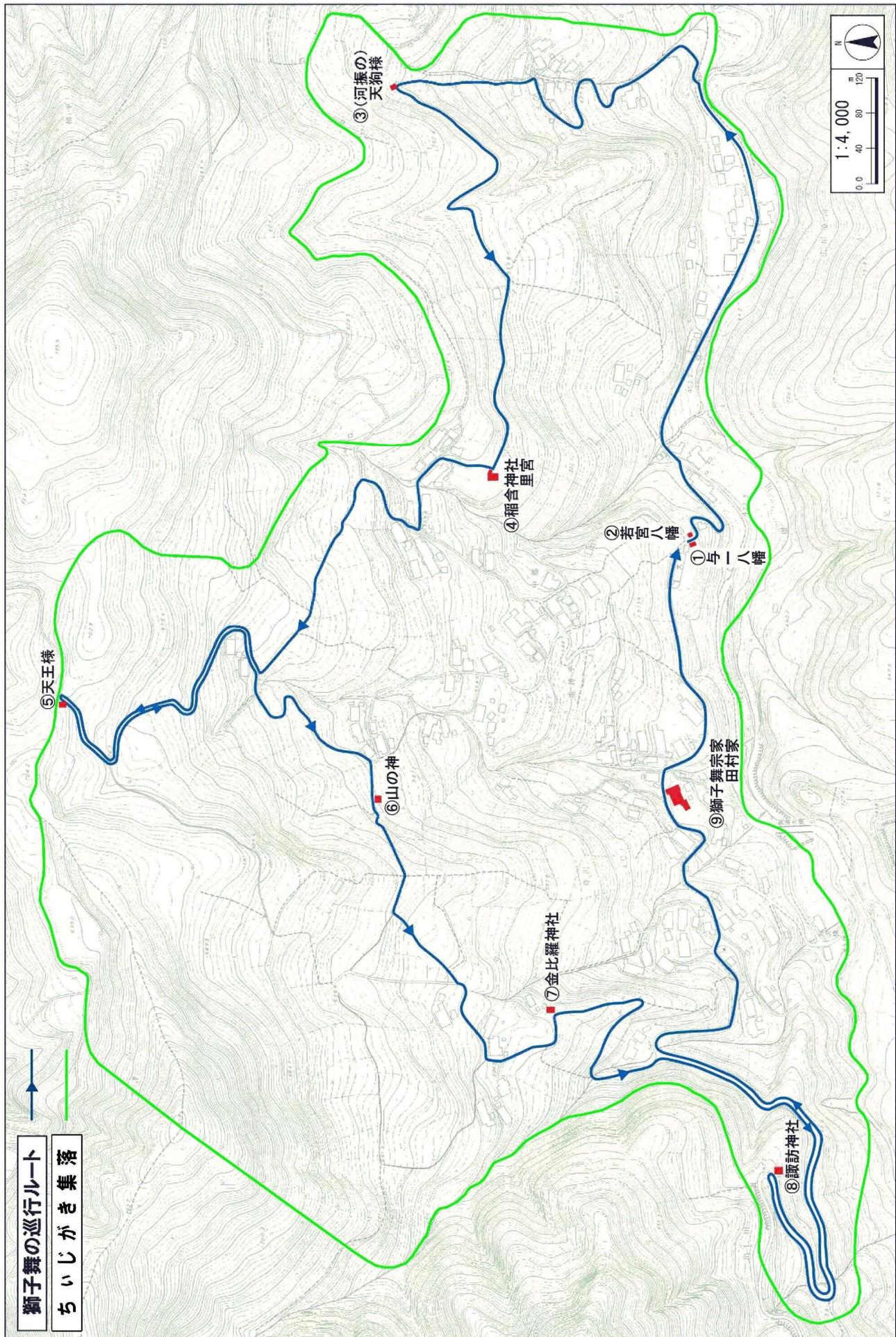
⁷ ちいじがき集落では、「てんのうさま」と呼ばれ畏敬の念をもって祀られている地区の鎮守様である。

⁸ 獵師、木こり、炭焼きなど集落の生業の仕事場である山を守護する神として祀っている。2月8日及び12月12日には一升の餅を搗きお神酒とともにお供えをする。

⁹ ちいじがき集落では、「こんぴらさま」と親しみをこめて呼ばれている地区の鎮守様である。

¹⁰ 諏訪信仰の神社であり地区の鎮守様である。

厳しい自然環境を克服し農業を営むために古くから築かれた「ちいじがき」と呼ばれる石積みにより趣のある集落景観を成し、その地区の鎮守である「稲倉神社」で行われる農耕神事・祭礼や五穀豊穡を祈念して奉納される「那須の獅子舞」などの伝統行事が地域の生活と一体をなして継承されている。



(5) 瓦製造に関わる歴史的風致

「福島瓦」の生産が開始されたのは、昭和54年(1979)刊行の『甘楽町史』によると、天保11年(1840)に小幡藩の御抱えとなった瓦焼職人石川久太郎が、福島笹森稲荷神社の北に瓦工場を築いたことが始まりである。

福島地区での窯業発展の歴史は、甘楽町に隣接する富岡町(現富岡市)での官営製糸工場建設と深く関わっている。

明治4年(1871)に始まった富岡製糸工場建設について、その用材を周辺地域で調達する方針が打出された。

製糸工場4棟分(総屋根坪数2950坪)の、瓦40万枚・赤煉瓦117万丁という膨

大な需要に応えるために、外国人技師から煉瓦生産法の指導を受けた職人が県内外からこの地域に集められ、和魂洋才の産物である製糸工場をわずか2年足らずで完成させた。



■瓦の焼窯



■瓦の乾燥

その後、職人の多くは帰郷したが、福島地区では、職人に雇われた人たちにその技術が引き継がれた。

折からの明治初頭の好況に支えられて、「福島瓦」の生産は甘楽町の地場産業としての地位を確立して大きく発展した。

高度成長期を経て、大量生産による均一な瓦の需要が高まると、「福島瓦」の瓦工場も減少した。

こうした中で30~50代の職人達の中に「地元の窯の火を消したくない」「葺き替え等により伝統的な屋根仕事を継承し、新しくてみずみずしい日本の屋根を造る」とい

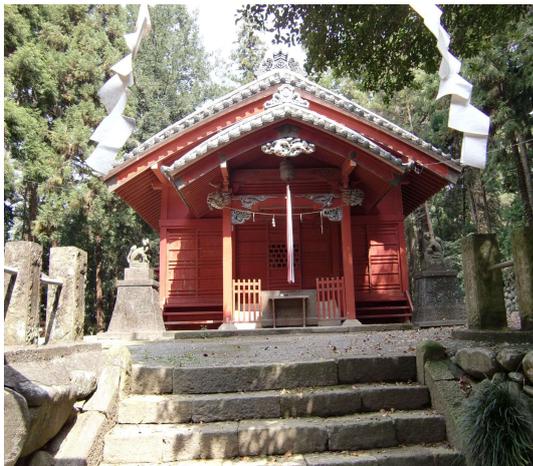
う気運が生まれ、伝統的な土の窯である「達磨窯」が建設された。

「達磨窯」は、横から見ると達磨が座禅をしているように見えることから名付けられた呼び名である。



■達磨窯

瓦製造業と係わりの深い祭りとして笹森稻荷神社の祭礼があげられる。笹森稻荷神社は、『甘楽郡神社根元記』（年代不詳）によると天長2年（825）の創設といわれ、現在の社殿は、明和7年（1770年）に再建されたものであり、福島地域の鎮守と古くから信仰されており、毎年3月の第2日曜日には、笹森稻荷神社太々神楽が氏子により奉納される。



■笹森稻荷神社



■笹森稻荷神社例大祭

元和元年（1615）織田氏による小幡統治が始まり、藩主織田信良が初めて封地に入る際、小幡に新たに陣屋を建築するまでの約20年間、福島の地に在住していたが近くに鎮座する笹森稻荷神社を鎮守として尊信するとともに、陣屋の無事完成を祈願し太々神楽を奉納したのが始まりであり、織田氏から松平氏へと藩主は代わったが神楽奉納は変わることなく続けられた。

官営富岡製糸場建設に伴う瓦製造業の繁栄に支えられて、瓦製造職人が中心となり明治11年（1878）以降は、3月の初午の日（現在第2日曜日）を例祭と定め、これ

を演納して今日に至っている。

祭礼の前日この福島地区では、お囃子の流れに乗って2台の屋台が練り歩き、商売繁盛、家内安全、子どもの無病息災などを祈念した“御稚児行列”が満6歳までの幼児によって行われている。



■笹森稲荷神社 御稚児行列

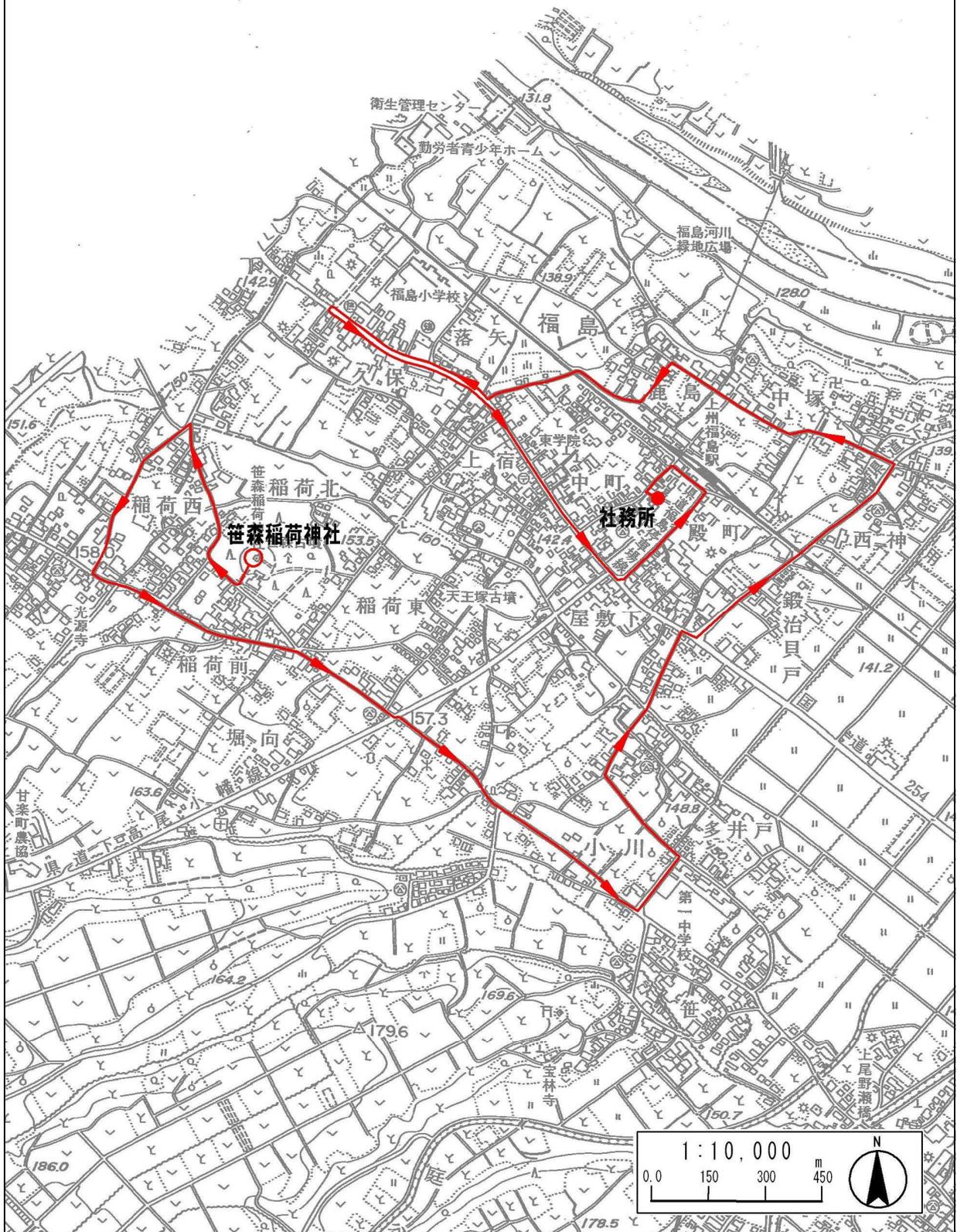
この行列に、3回参加できると、その子どもの家庭には、幸福が訪れるともいわれている。

屋台でお囃子を奏するのは、地区の子ども達であり、指導に当たる祭組頭達が年間を通じて練習を重ねたものを、祭りの前11日間で子ども達へ伝授する習わしとなっている。

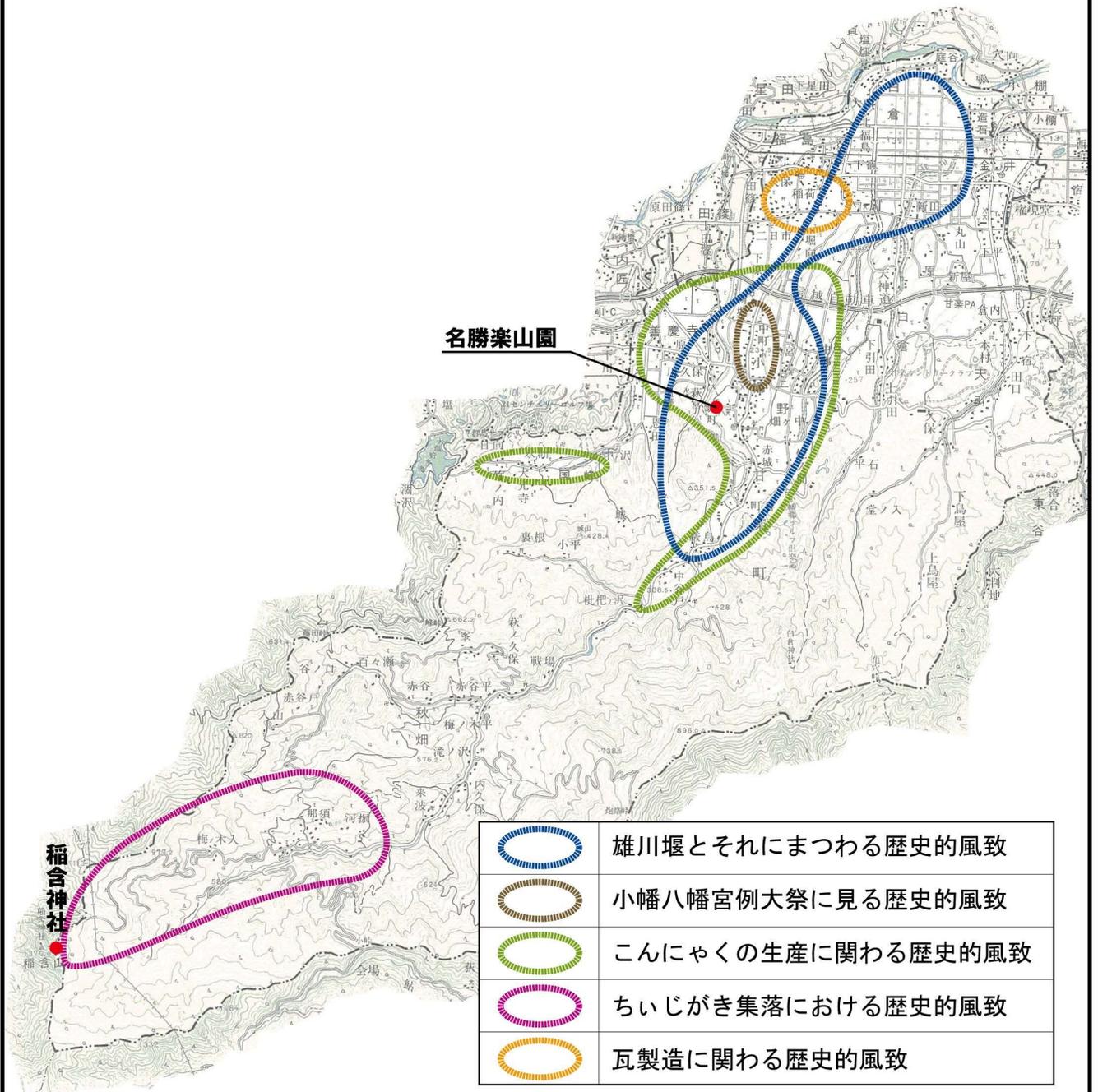
神社を囲む形で瓦製造業を営むものが多いこともあり、職人たちに火入れの儀式の神としても崇められ「笹森稲荷神社」は、瓦製造業の隆盛とともに商売繁盛の神となった。現在も屋根の葺き替えが寄進され瓦製造業の繁栄によって祭礼が盛大に執り行われている。

江戸末期より武家屋敷等の屋根葺きのために製造された瓦生産は、町の歴史を反映した産業であり、富岡製糸場建設を機に大きく発展しながら、今日まで甘楽町の経済を支えてきた伝統的な産業である。特に、笹森稲荷神社の祭礼が執り行われることにより瓦製造業の隆盛を感じさせることができる。

御稚児行列・山車巡行ルート



甘楽町の歴史的風致



(6) 甘楽町の歴史的風致の維持向上に関する課題

① 歴史的建造物に関する課題

甘楽町には、歴史的風致を形成する重要な要素である歴史的建造物が数多く残されている。

伝統的建造物群保存地区としての建造物の調査をしている地域もあるが、それ以外の地域については調査が十分に行われていない。また、調査を行った地域においても、調査後、時間が経過しているため、保存されている歴史的建造物がある一方、老朽化等の理由により建て替えや取り壊しが進んでいる。このため、歴史的風致を構成する建造物の分布やその建造物の価値が十分に明らかになっていない。また、甘楽町の歴史的風致であり、住民の生活に限りない恵みをもたらしてくれる雄川堰は、モータリゼーションの進展とともに暗渠化が進んだところなどがある。

② 伝統文化・産業に関する課題

甘楽町には、藩政期以降、生活の中で培われてきた伝統行事や伝統産業などがある。その一部は、文化財の指定を受けるなど保存が図られている。

しかし、「小幡八幡宮例大祭」などの地域住民によって支えられてきた伝統行事や伝統芸能の中には、少子高齢化などにより次世代の担い手不足が深刻化しているものもある。また、伝統産業である瓦製造業についても、消費者ニーズの多様化に伴う生産額の低下や職人の高齢化による減員が進んでいる。

③ 歴史的風致の周辺環境に関する課題

甘楽町には、名勝楽山園を中心に雄川堰や歴史的な建造物である養蚕農家群など藩政期の町並みや明治中期などの歴史的建造物が存在しており、これらを巡ることで当町の歴史性を感じることができる。

一方で、当町は藩政期からの道路形態をよく残しているが、歴史的建造物を繋ぐ回遊ルートについては幹線道路をかねているため歩道幅員が十分に広くない。さらに、回遊性を向上させるための案内板や解説板、便益施設等が不足しているという課題があるほか、歴史的風致を色濃く残す地区やその周辺において、電線類が景観の大きな阻害要素となっている場所も見られる



■ 歴史的町並みの景観を阻害する
電線類



■ 建築規制をしていないため拾九間長屋
(名勝楽山園内)北に建つ自動車修理工場

旧城郭区域から距離を置く織田氏七代の墓などでは、竹林や樹木の繁茂により、周辺環境が阻害されている状況も見受けられる。この織田氏七代の墓は、往時には菩提寺である崇福寺の一大伽藍から渡り廊下で連絡されていたが、明治4年に見舞われた二度目の火災により伽藍は焼失し、5代から7代の墓石も火勢で破損された状況である。近年は、整備が立ち遅れている状況下ではあるが、名勝楽山園とともに織田氏に関わる歴史的風致の探索を目的とした来訪者が増えており、墓所並びに周辺整備は、回遊性の向上及び歴史的建造物の魅力を増進させるためにも不可欠なものとなっている。

名勝楽山園や町屋地区の歴史的建造物周辺では、住宅地の拡大により周辺環境が変化しており、群となっている文化財の集積された拠点地区においても、色彩や建築物の高さを規制していない中で周辺に住宅や工場が拡大したため、歴史的風致や景観を損なっている建造物がある。また、当町の重要な住民活動である祭礼や年中行事の拠点となり、伝統芸能等の継承の場となる施設も老朽化が著しく、次世代の担い手不足も深刻化している。

さらに、まちなみの中に住民や来訪者が歴史的風致を感じながら休憩できる施設などが十分に整備されておらず、加えて町内各所に設置されている案内板や説明板の統一性がなく、一部老朽化したものも存在することから、小幡の魅力が「面」として感じにくくなっている。

(7) 総合計画等の状況及び関連性

甘楽町は、従前の第4次総合計画（「GENKIプランかんら」）から引き続き、第5次総合計画においても、伝統的建造物群保存地区の都市計画決定、景観行政の推進と文化財や良好な景観の形成といった施策を順次実施する計画である。

その推進等にあたっては、相互に関連する「都市計画マスタープラン」との整合を図り、甘楽町固有の歴史的風致の維持及び向上を図るものとする。

① 甘楽町第5次総合計画（KANRAプラン・輝き）

平成24年（2012）3月に策定した甘楽町第5次総合計画「KANRAプラン・輝きーキラッとかんら安心のまちー」において “小さな町でも光り輝き、町民が等しく安心して暮らせるまちづくり” を本町まちづくりの基本理念としている。

基本施策として「地域性豊かで生きがいを持てる文化推進のまち」があり、「本町の文化振興の積極的な推進」「楽山園と周辺地区の景観整備による資源の積極的な活用」「町の財産である文化財の保存・継承・整備」に努めることを定めている。

このように、「甘楽町第5次総合計画」の文化推進の具現化のため「甘楽町歴史的風致維持向上計画」により、必要な施策を展開する。

本計画の期間は以下のとおりである。

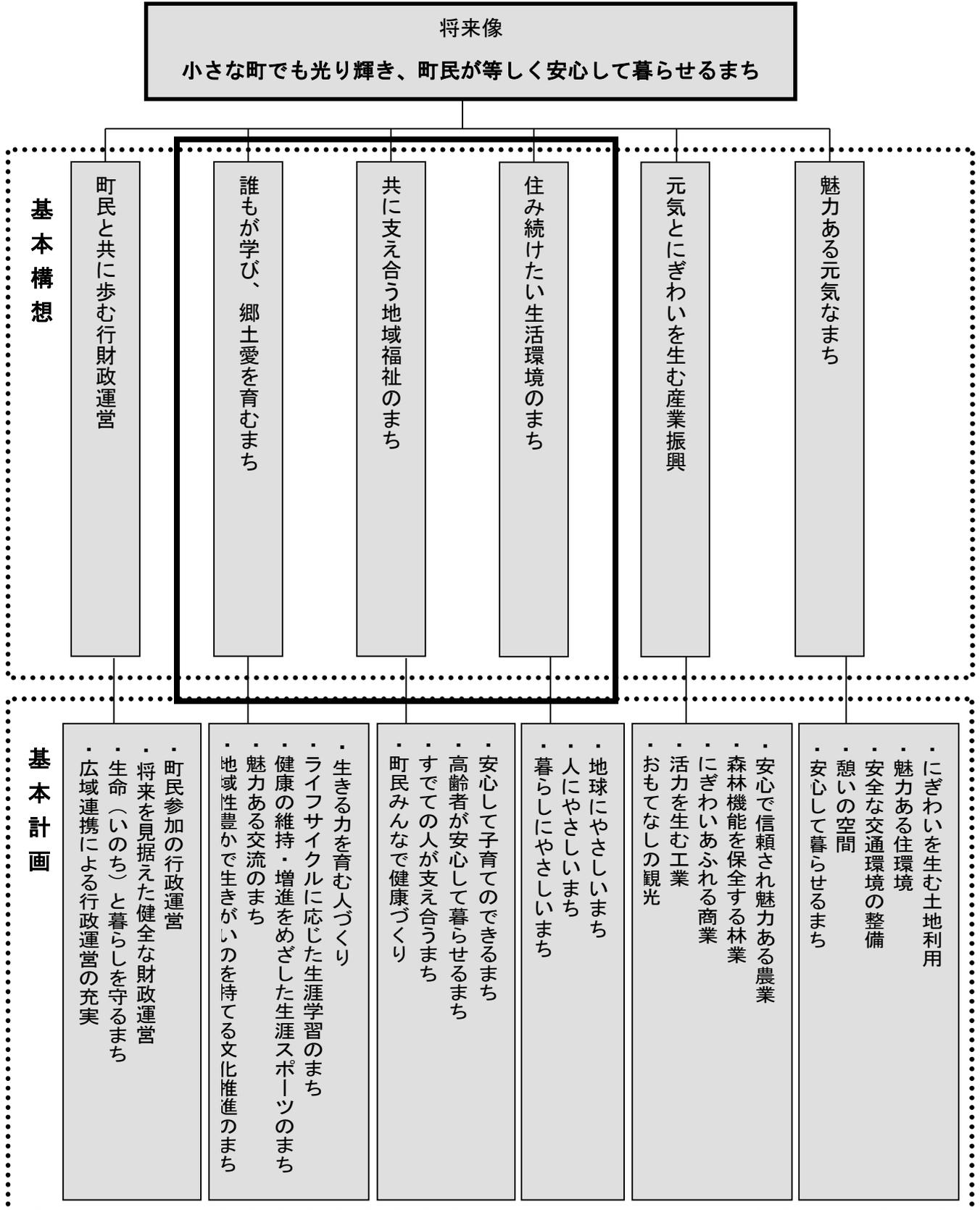
基準年次 平成22年（2010）

計画初年次 平成24年（2012）

目標年次 平成33年（2021）

甘楽町第5次総合計画（「KANRAプラン・輝き」）

基本構想および基本計画の全体構成



② 都市計画マスタープラン

甘楽町では、町域の約半分の面積である2,958haを都市計画法に基づく都市計画区域に定めている。

平成21年(2009)3月に甘楽町都市計画マスタープランを策定し、都市づくりの目標として、歴史、文化を生かした交流都市を掲げ、城下町の面影を残す小幡の家並や多くの歴史的文化的資源を良好に保全・継承を図ることとしている。

景観形成に関わる都市計画の方針として、小幡地区を歴史的風致の維持向上を図る区域としている。特に歴史的建造物の集積する地区においては、伝統的建造物群保存地区の都市計画決定や都市計画道路の見直し等について推進し、歴史的景観を活かした景観形成を位置づけている。

都市づくりの目標

- 1 自然を生かした元気な都市づくり
- 2 歴史文化を生かした交流都市
- 3 すべての人が等しく安全に暮らせる都市づくり
- 4 協働により誇りと愛着を持ってすみ続けられる都市づくり
- 5 賑わいのある都市づくり

③ 景観計画

平成元年(1989)9月に「甘楽町ふるさと景観をまもり、そだて、つくる条例」を制定し都市景観の形成につとめてきた。また、平成22年(2010)9月には景観行政団体に移行し、平成23年(2011)3月に甘楽町景観計画を策定し、町内全域を景観法に基づく景観計画区域に定めている。

本景観計画で設定した「五感で感じるまちの歴史・文化的佇まいを大切にする」という基本姿勢のもと景観行政に取り組んでいる。

景観形成の基本方針

- 1 上毛三山や浅間山、名勝楽山園の借景となっている山並み等への眺望を守る
- 2 山林や段丘崖の緑、河川の自然を大切にする
- 3 段丘上に広がる伸びやかでまとまりある農地景観を守る
- 4 町の成り立ちや地域の記憶を表す歴史的・文化的な町並み・集落景観を守る
- 5 雄川堰の水路ネットワークを活かす
- 6 まちのイメージを大きく規定する駅前や主要道路沿いの良好な景観を形成する
今後は、景観法に基づく甘楽町景観条例の制定に取り組むものとする。

(8) 甘楽町の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

甘楽町では、名勝楽山園などをを中心に歴史的建造物や人々により営まれてきた伝統行事・伝統産業などの歴史的資源がいくつもの世代にわたり育まれてきた。

今後も、これら先人から受け継いだ歴史的・文化的資産の保全に努めるとともに、積極的な活用を図り、住民が誇りにできるまち、また、来訪者にとっても魅力あるまちにするため、歴史的風致を後世に継承するまちづくりを進めることとし、歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針を以下のとおり定める。

① 歴史的建造物の保存・活用の推進

既に文化財に指定又は登録されている建造物については、引き続き文化財保護法、群馬県文化財保護条例、甘楽町文化財保護条例に基づき適切に保存と活用を図る。

その他歴史的価値の高い建造物については、学術的な調査を進め分布や建造物の価値を明らかにする。また、国指定以外の歴史的建造物は、所有者の維持費負担の問題等により老朽化や消失が進んでいる状況にあることから、歴史的、文化的価値が高く当町の歴史的風致を形成していると認められる建造物については、町の文化財に指定し必要な措置を行う。

② 地域に根づいた伝統的な人々の活動への支援

当町の重要な住民活動である祭礼や年中行事に対する支援策を検討していくものとする。また、地場産業の中心となっている瓦製造業については、後継者の育成に努めるとともに、販路の拡大やその技術を活かした商品の開発などを促す環境整備を図る。

その他の伝統芸能については、保存団体に対する用具修理の助成等、継承のための施設等の充実を図る措置を行うとともに記録保存に努める。

③ 歴史的風致の周辺環境の整備の促進

歴史的風致を色濃く残す地区やその周辺においては、良好な環境の保全と活用を図るため、歴史性に十分配慮した街路整備、電線類の移設、雄川堰の開渠化、公園整備及び便益施設等の施設整備を実施し、歴史的資源を繋ぐネットワークの形成に努めるとともに、歴史的景観の阻害要因となる建築物や広告物等に対して適切な規制誘導等を行い、回遊性、利便性、景観等の向上を目的とした周辺環境整備を推進する。

さらに、歴史的風致を形成する建造物をつなぐ回遊ルート上の案内板・説明板の充実を図り、本町の歴史的景観に配慮したものとするとともに休憩・交流スペースを設けるなど、来訪者や住民に分かりやすく散策できる環境の整備を進め、回遊性の向上に努めるものとする。

(9) 計画策定後の推進体制

歴史的風致維持向上計画推進会議及び歴史的風致維持向上計画推進プロジェクトチームと各事業者（県、町、民間事業者等）との連携を図りながら適切に計画を推進するものとする。

また、計画掲載事業の進捗状況の確認、評価を行い、定期的に甘楽町歴史的風致維持向上計画推進協議会、甘楽町文化財調査委員会に対する報告、意見の聴取等を実施することで計画の実効性を高めるとともに、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

① 文化財等の所有者又は管理者等及び住民の役割

歴史的風致の維持及び向上に関して、文化財等の所有者又は管理者等は、自らが所有する文化財等が、当町の歴史的風致を構成する重要な要因であることを認識し、その適切な保存及び管理並びに維持に努めるとともに、意識啓発のため一般公開等の積極的な活用に努める。

また、住民自らがNPOや歴史的風致の維持及び向上を図る関係各種団体などが実施する様々な活動に積極的、主体的に参加することに努めるとともに、甘楽町の歴史的風致について深く理解し、その維持及び向上のための施策展開への理解、協力を努める。

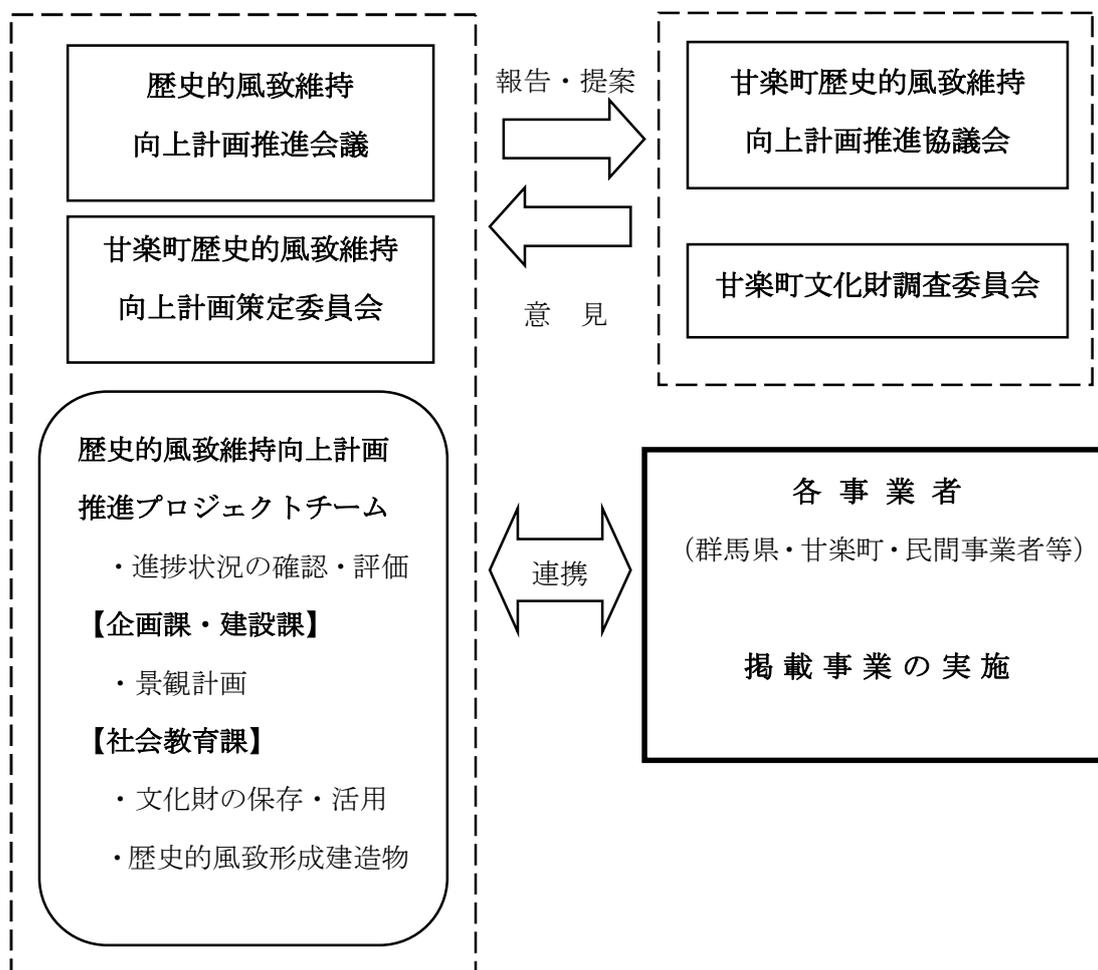
② 甘楽町の役割

甘楽町の歴史的風致の維持及び向上を図るため、歴史遺産を核としたまちづくりを念頭に、それぞれの資産の歴史的特性に基づく復元整備、まちなみや沿道の修景事業等を推進するとともに伝統技術や伝統芸能等を継承・振興させるため、後継者の育成事業等を実施・支援することにより歴史的風致の維持及び向上に努める。

施策の実施や評価の段階において、情報の提供及び公開を促進し、住民や事業者等と情報を共有し、様々なニーズの把握に努める。また、歴史的風致の維持及び向上に関して、庁内組織での連携はもとより多くの住民や民間事業者等の参画を促しその活動を積極的に行う人材の育成に努める。さらに、歴史的風致の維持及び向上に関して、各種啓

発事業を積極的に展開しながら、歴史文化アイデンティティの醸成に努め、住民・事業者等と行政の協働により歴史的風致の維持及び向上を実現する。

歴史的風致維持向上計画推進・実施体制図



甘楽町の庁内推進体制

